様式第７号〔第13条関係〕

一関地区広域行政組合指令一広一第12014号

一般廃棄物処理業許可証

住　所　一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地６
氏　名　ニッコー・ファインメック株式会社
　　代表取締役　小野寺　真澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和４年３月24日

一関地区広域行政組合
管理者　一関市長　　佐　藤　　善　仁

許可の年月日	令和　４　年　４　月　　１　日
許可の有効期限	令和　６　年　３　月　３１　日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業 家庭系一般廃棄物（ごみ）、事業系一般廃棄物（ごみ）、適正処理困難物 医療系の一般廃棄物、リサイクル法等対象物（パソコンに限る）
許可の条件	１　許可業を行う区域は、一関地区広域行政組合管内とする。 ２　許可業に使用する車両は、令和４年３月９日付けの一般廃棄物処理業許可申請書に記載の車両とし、変更する場合はその都度届出をすること。 ３　適正処理困難物は、一関地区広域行政組合処理施設への搬入は禁止する。 ４　産業廃棄物の混載は禁止する。 ５　一関市（一関地域、花泉地域）及び平泉町から排出された一般廃棄物（ごみ）は一関清掃センターに、一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域及び藤沢地域）から排出された一般廃棄物（ごみ）は、大東清掃センターに搬入すること。 ６　収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。
許可の更新変更の状況	平成18年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成20年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成22年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬

（以下、裏面記載）

COPY

許可の更新変更の状況	平成24年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成25年4月17日　代表者の変更 平成26年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成28年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成30年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 令和2年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬 令和4年4月1日　一関地区広域行政組合更新許可　一般廃棄物（ごみ）収集運搬

COPY